

# 第1回所有者不明森林等の特例措置活用促進に係る検討委員会

【日時】 令和6年12月11日(水)15:00~17:00

【開催場所】 TKP 新橋カンファレンスセンター

【出席者】 (敬称略)

<委員長>

植木達人 信州大学名誉教授

<委員>

野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川尚子 那須法律事務所 弁護士

片山健二 石川県 かが森林組合 代表理事組合長

<林野庁>

東 正明 森林利用課 森林集積推進室 企画官

岩田隆典 森林利用課 森林集積推進室 専門官

武山泰之 森林利用課 森林集積推進室 企画係長

新井 槇 森林利用課 森林集積推進室 森林集積担当専門職

城 風人 森林利用課 森林集積推進室 室長

安田幸治 森林利用課 森林集積推進室 課長補佐

<事務局>

株式会社四門 植竹、宮寺、古屋

## 目次

【開催挨拶】 .....	2
【1. これまでの検討委員会の振り返り】 .....	5
【2. 林野庁からの情報提供】 .....	9
【3. 今後の検討委員会の進め方】 .....	16

## 【開催挨拶】

事務局 本日ご出席の皆さまにご案内いたします。まもなく委員会の開始時刻ですが、その前に、配布資料の確認をさせていただきたいと思います。皆様のお手元に資料の方お配りしています。式次第と資料の一覧が一枚ございます。そして検討委員会配席図があります。それとは別に資料1～資料3がございます。併せて所有者不明森林等の特例措置活用のためのガイドラインがございまして、別冊で森林の管理水準に関する資料集こちらもございます。本日はこちらの資料を使いながら、進めさせていただきたいと思います。

事務局 只今から所有者不明森林等の特例措置活用促進に関わる検討委員会を開催いたします。私は司会を務めます事務局の株式会社四門の植竹と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに林野庁森林利用課の東企画官からご挨拶をお願いいたします。

東企画官 只今ご紹介いただきました、林野庁森林利用課の東と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、令和2年から4年間、当委員会において、所有者不明森林への対応をどのように進めていくかを、各地のケーススタディについて、現地にも行っていただいたりしながら活発なご議論を重ねていただき、ガイドラインをお纏めいただきまして、大変ありがとうございます。そのお陰もございまして、森林経営管理法における所有者不明森林の特例を使った事例が、公告中のものを含めて、現在のところ全国9市町で10件と、徐々に活用が広まっております。本検討委員会は、令和6年の2月の開催をもって一度仕切りとさせていただいたところですが、今回改めて皆様にお集まりをいただき、色々ご知見をお借りしながら、進めていくことができればと思っております。ちょうどこの森林経営管理制度の制度自体を、5年の経過を踏まえ、見直しに向けて検討しているところでございますし、さらに、経営管理制度以外にも、例えば民法の関係ですとか、色々所有者不明に対してのアプローチできる制度もある中で、どのような形でうまく使っていくことができれば、より現場の悩みに対する解決ができるかということ、深掘りできればとも思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 東企画官ありがとうございました。次に、恐縮ではございますけれども、植木委員長からも一言頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

植木委員長 皆さんこんにちは。以前の委員会では、特例措置の様々な議論と現地検討会を重ねて、ガイドラインというものが一つできたと思っております。それに関しまして皆様のご協力に、まずは深く御礼を申し上げたいと思います。今度の委員会というのは、さらに深掘りであるということで、法の中だけではなくて、さらに横展開といえますか、そういうところで進めていきたいということです。

これは森林経営管理制度の中で進むというところはもちろんでしょうけれども、さらに広がった色々な法制度の中で所有者不明森林が自主的に環境整備、木材生産も含めた森林施業というところで進んでいけば、より日本の森林・林業にとってもプラスになるのかなというふうに理解しているところでございます。ということで、なかなか私自身も法律関係については詳しくはございませんけれども、いろいろとお知恵をお借りしながら、ひとつ進めていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、昨年度までの森林管理状況評価指標整備に関わる検討委員会より、引き続き委員を担っていただいているところではありますが、新体制発足にあたりお一言ずつ頂戴できればと思います。恐縮ですがよろしく願いいたします。まず野村先生お願いします。

野村委員

弁護士の野村でございます。よろしく願いいたします。私は日弁連からの推薦というような形で出させていただいてますけれども、経緯を申し上げますと、私が東日本大震災のあと、宮城県石巻市で2013年から16年まで3年間、一旦事務所をやめて市役所の中の弁護士として復興事業に関わったその中で、高台移転の用地取得等には苦勞したというような経験がございまして、登記雑誌にその辺りの法制度の不備の不満を書いたりしていたところ、民法不動産登記法の改正等に関与するようになっていったというような経緯がありました。そういうことで、日弁連の中での法改正のプロジェクトに関わらせていただいたり、そういう繋がりでの制度にも委員として推薦されてきているということになります。できる限りのことはしてまいりたいと思いますし、関心として今も他の形で関わっている部分もあって、これはまた会議の中でもご説明する機会もあるかと思っておりますのでまたお話しさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。続きまして品川先生よろしく願いいたします。

品川委員

はい。弁護士の品川でございます。この検討委員会が始まりましてから、私もいろいろと新しい発見や学びがあって、それをまた各自治体で講師として招聘してくださった職員の皆さんにフィードバックすることができて、非常に有益な年月を過ごしてきたと思っております。所有者不明、境界不明の問題というのは、森林整備それから生物多様性の促進を広く深く今後展開していくために一番の肝となるところであります。しかしながら、その手数の煩雑さ、既存の法律のバックアップにもとづき、小さな一步を地道に積み重ねていこうというものでありますけれども、やはり何か大きな手を打つ必要はあるのではないかと常に感じているところではあります。この5年間そしてこれからこの委員会ですることは、本当に小さな一步ずつの積み重ねですけれども、これをまた全

国の弁護士にも広く知ってもらって、どういう方向で国土の整理・明確化というものが進むべきであるか、その手段をどうするかということを知ってもらおうきっかけにしなければならないと思っております。そういう意味でも、皆さま方のお力になれたらと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、片山委員よろしくお願いいたします。

片山委員 石川県のがが森林組合の組合長をしております片山です。よろしくお願いいたします。実際の現場の方で経営管理制度、県の指導とか、市と協力しながら経営管理制度を実際進めている、そういう立場であります。現状の森林では、所有者不明、境界不明の山が本当に多くございまして、事業を推進していく中でも、苦勞しているところであります。そんな中で、この経営管理制度のことで、所有者を探索しながら森林整備というの、制度が始まった最初の方から、わりとこののがが森林組合は市と一緒に進めてきたところですけども、ただ、なかなかこの特例というところまで行き着かないというところが現状あります。それともう一つはこの経営管理制度もなかなか手間がかかるなど。実際の森林整備まで動くのに本当に時間かかるなどという、それが本当に偽らざる気持ちでありまして、ここがもう少し、森林整備の方にうまく繋がっていければというようなところを思っております。特に所有者が分からないようなそういう審議についても、うまい手立てを考えてやっていけるよう、ここで皆さんのお知恵を借りながらやっていければ、本当に森林組合の実際の現場を担当する者として、大変ありがたいと思っておりますので、また皆さんのご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。続きまして、林野庁様の方からもご挨拶を頂戴できればと存じます。

岩田専門官 森林利用課の岩田と申します。安田補佐の後任として、4月から集積室で森林経営管理制度を担当しております。主に法改正以外の経常的な業務ですとか、予算の執行ですとか、あるいは来年度の予算要求ですとかそういったところを担当させていただいてまして、本日は、資料2のところ、来年度の概算要求の内容などご説明させていただければと思いますので、本日はよろしくお願いいたします。

武山企画係長 お世話になっております。林野庁の武山でございます。昨年度からこの検討委員会に参加させていただいておりますけれども、林野庁では森林経営管理制度の運用ですとか、各県の指導の方を担当させていただいております。本日資料1と3の説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

新井森林集積

担当専門職

お世話になっております。林野庁森林利用課の新井と申します。私は市町村からこの林野庁の方に出向しております。昨年からの森林経営管理制度を担当しております。この検討委員会で皆様のご意見を伺いながら市町村職員の立場からも学ばせていただければと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それと、我々事務局として4名体制で本日運営させていただいております。何かお困りのことがございましたらお声掛けいただければと存じます。それではお手元の資料に沿って進めてまいりたいと思います。本日の議題は大きく分けまして三つとなっております。まず資料1を使いまして、令和2年から5年度に実施した森林管理状況評価指標整備に関わる検討委員会の議事内容についてご説明いたします。その後、資料2を使いまして、林野庁から最近の森林経営管理制度や、所有者不明森林等の特例措置の活用状況等について情報提供いたします。最後に資料3を使いまして、今後の検討委員会の進め方についてご議論いただきたいと存じます。まず資料1を使ってこれまでの森林管理状況評価指標整備に関わる検討委員会の振り返りについてご説明いたします。説明は、森林利用課の武山係長が担当いたします。お願いいたします。

## 【1. これまでの検討委員会の振り返り】

武山係長

はい、ありがとうございます。それでは私から資料1に沿ってご説明させていただきます。お手元に資料1のご準備をお願いいたします。ではスライドの1ページ目をおめくりいただければと思います。もう既にこれまでの振り返りですので、我々以上に皆様の方がご理解されていらっしゃるかと思いますが、一応これまでどういうことをやったかというところを整理させていただければと思います。森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会ということで森林経営管理法の所有者不明森林等の特例措置を適切に運用できるように、特例措置の適用可否に係る判断基準の整備を行うことを目的に令和2年度より開催させていただきました。議論の他にケーススタディですとか、現地検討会とかも交えつつ、多面的機能の発揮ですとか、管理水準に係る科学的な知見ですとか、財産権の補償を踏まえた特例措置の運用の見解について議論整理していただいたところでございます。こちらのスライドの左下のところに書いてある委員の皆様のところですけども、肩書きが令和5年3月末時点ということですので、今は変わっていらっしゃる委員の皆様もいらっしゃいますが、ご理解いただければと思います。スライドの2ページ目の方をおめくりください。さっきの引き続きになりますけれども、今まで13回開催させていただいているところでご

ざいます。その中で議論いただいた内容を令和4年の4月にガイドラインという形で発行しております。令和4年度に発行し、令和5年の2月と令和6年の4月にそれぞれ改定したところです。直近の改定ですと、昨年度の青森県の現地検討会を踏まえて、県による所有者不明森林の特例措置を活用する際の県の裁定について、そこまで重く確認する必要はないというところを整理したかなというふうに思っております。スライドの3枚目以降のところを見ていきたいと思えます。そんなガイドラインの構成も説明するまでもないかもしれませんが、構成の方がスライドの左側のところに書いてあるかと思えますし、所有者不明森林を取り巻く状況、ケーススタディ、その他法制度の活用、後は森林の管理水準に関する資料集というところで、今日皆様の席上に配らせていただいております。ガイドラインのポイントとしまして右側に書かれておりますが、所有者の探索状況を詳細に解説しているところですか、ちょっと記載の本文の中で整理しづらいところは Q&A 形式で具体の活用場面における疑問に対応しているとか、実際に活用されたケーススタディ令和5年末までに活用してもらっている6市町の事例を載せていたりですか、森林経営管理制度以外の各種法制度も一応紹介させていただいているところがございます。スライドの4枚目をおめくりいただければと思います。そんなガイドラインの探索のところにもなってきますけれども、ただ書くだけではちょっとわかりづらいということで、フローチャートで整理したり、いろいろと委員の皆様からご意見もあったところですが、法律の運用上では、このような探索範囲になっているというところも記載しております。スライドの5枚目をおめくりください。上の枠で囲っているところの丸の二つをご覧ください。特にこの特例措置を活用するときに当たって、特例措置を活用するからといって、例えば市町村が行う公益機能の発揮のための施業はもちろんですし、木材生産をするための施業についても特例措置を活用するなど柔軟に考えていただいて構わない。というところも記載されている他、丸の二つ目、特例措置を使うときに、森林整備の判断や経営管理の内容について、特別な判断基準の設定や特別な手入れを行う必要はないというところも整理しております。実際に特例措置を使う市町村や、裁定をする都道府県が困らないように、なるべく使ってもらえるようにということで整理させていただいたかと思っております。スライドの6枚目をご覧ください。そのような中で、これまでの検討委員会における皆様のご議論の成果ですか、ガイドラインの整備、あとは我々の研修等のほか、委員の皆様も研修とかの中で周知いただいているところですが、そういった活動の成果として、令和5年度末までに9市町で10件の特例措置の活用事例がございます。ページの右下のところに、実際に特例措置の活用ということで共有者不明が6件、所有者不明3件、確知所有者不同意が1件ということで掲載させていただいております。令和6年に入ってから、新たに3市町増えまして石川県の白山市と愛知県の設定楽町と群馬県の中之条町が、特例措置活用しております。スライドの7枚目をご覧ください。その先ほどお

話した 9 市町 10 件の特例措置について表にしてまとめてございます。申し上げましたけれども、特例措置が三つあるうち、三つとも使っていただいているところでございます。特例措置を活用するだけでなく、集積計画を策定するだけでなく、実際に今現在、森林整備の実施や配分計画を策定して事業者の方に再委託したという事例も見られます。森林整備を実施したところになりますと、鳥取県若桜町、京都府綾部市、北海道千歳市、長崎県波佐見町で市町村による森林整備やっております。去年現地検討会で皆様に見ていただいた青森県の三戸町につきましては、この冬に皆伐を行って来春に再造林を行っていくと伺っております。さらに群馬県の甘楽町と石川県の白山市におかれましては、特例措置を活用して配分計画を立て、その森林について事業体に経営していってもらうということで手続きを進めております。所有者が不明であったがために手がつけられなかった森林について、特例措置の活用により、経済活動を行っていただける森林がこれから出てくるのかなと思っております。スライドの 8 枚目以降にはそれぞれの特例措置を林野庁の方で事例としてまとめたものをいくつか載せていただいております。ここの詳細を話すとな長くなってしまいますので 8、9、10、11、12、13、14 は飛ばさせていただきます。いくつか検討委員会で取り上げさせていただいたものもでございます。ではスライドの 15 枚目をご覧ください。これまで特例措置の活用事例や所有者不明森林のケーススタディを検討委員会でも取り上げてきたかと思っております。

そのような中で、所有者不明森林の状況や、市町村がやろうとしている施業の内容によっては、森林経営管理制度の特例措置以外の手段の方が適しているのではないかと考えられる事例も出てきたところでございます。例えばこのスライドですと愛媛県久万高原町の事例ということで、一団の緑色とピンク色になっている森林のうち、ピンク色の森林は所有者が不明であるものの、どうしても作業道を通すときにこの所有者不明森林を通らなくてはならないとなって、久万高原町はその森林について特例措置を活用して作業道の開設だけをやりたいと考えていたところで、検討委員会のケーススタディとして取り上げました。そのような中、検討委員会が出た意見としては、「森林経営管理制度の特例措置を活用するのであれば、作業道の開設だけでなく、周囲の森林と一体的に間伐等をやった方がいいのではないか」という意見や、逆に、「作業道を開設するだけであれば森林経営管理制度ではなくて、森林法を使って使用権を設定し、道だけ通す方が手段として適しているのではないか」という意見などを頂きました。次のスライド 16 枚目をご覧ください。去年皆様に見ていただいた青森県三戸町の事例ですが、こちらは所有者が不明というよりは所有者が不存在、全ての方がお亡くなりになっている森林でございました。その中で、委員会のときに皆様から出た意見としましては、「所有者が不存在であることが確定しているのであれば、この特例措置を使って森林整備をしていくのもありだが、ゆくゆくは相続財産清算人の制度を活用して町がこの森林を取得する、

あるいは国庫帰属させることが適切ではないか」というようなものが出たところでは、スライドの 17 枚目をご覧ください。これまでの経緯ですけれども、林野庁としては、森林経営管理法における特例措置については、一定の知見をこれまでの検討委員会の中で整理できたのではないかなどと考えてございます。一方で、所有者不明森林というものについては、その森林の状況や、やろうとしている施業の内容によっては、この特例措置以外の法制度の活用が有効な場合もあるのではないかとこのところが見えてきたところです。現行のガイドラインにおいて、もちろんその他の法制度の活用についても紹介しておりますが、活用にあたっての具体的なパターン分けですとか、留意事項についてまだまだ追記できるところがあるのではないかと考えてございます。それで矢印の下ですが、この森林経営管理制度以外の制度も含めた所有者不明森林の対応についても議論する余地があるのではないかと、加えて、そういった議論を踏まえて改めてガイドライン等に反映することで実際全国で起こっている所有者不明森林問題の対応を円滑にすることができるのではないかとこのように林野庁としては考えております。資料 1 について私からの説明は以上とさせていただきます。事務局お願いいたします。

事務局

はい。ご説明ありがとうございます。それでは、ご出席の皆様からご質問等をお願いいたします。いかがでしょうか。特にないようですので、資料 1 は結びとさせていただきます。ありがとうございました。それでは次の議題に参ります。ここからは林野庁からの情報提供として、資料 2 を使いながらご説明いたします。説明は、森林利用課の岩田専門官が担当いたします。よろしくお願いいたします。

## 【2. 林野庁からの情報提供】

岩田専門官

それでは資料 2 につきまして、まず私岩田から説明させていただきます。お手元の右側に資料 2 とございます林野庁からの情報提供(令和 7 年度概算要求等)という資料をご覧ください。内容としましては、経営管理制度の実績、令和 7 年度概算要求の内容、法改正の方向性、探索等工程調査この 4 点についてご説明させていただければと思います。資料 2 ページ目お願いいたします。まず森林経営管理制度の令和 5 年度末の実績ですけれども、こちら市町村が実施主体として取り組んでいただく制度でございます。制度につきましては、1,132 の市町村において、意向調査以降の取り組みをしていただいているというところがございます。左下に棒グラフを記載させていただいておりますが、色分けにつきましては、取り組み段階ごとの色分けになっておまして、1,132 の市町村こちら全て意向調査を実施していただいているんですけれども、特に濃い緑になっているところは集積計画まで作成していただいている部分、



青の部分は林業経営者に再委託していただいている、配分計画まで策定していただいているという市町村を示したものになります。続きまして資料 3 ページ目をよろしくお願いいたします。今申し上げました森林経営管理制度の取り組み段階ごとのフローチャートとして、取り組みの実施状況を整理させていただいております。まず所有者の方に森林の経営管理の意向をお伺いする意向調査につきましては、制度開始から 5 年で約 103 万ヘクタールを実施という形になってございます。このうち回答がありますが、そのうち約 4 割の所有者が市町村へ委託をしたいと、預けたいという希望があると、そのような意向になっております。そこからさらに集積計画等に進むわけですが、全体の集積計画、あるいはその他の林業事業体への直接のあっせんや、市町村が所有者と森林整備を行うための協定を結ぶというところ、森林経営管理制度以外のところは、矢印の黄色の薄い四角の箱が四つございますけれども、こういったところも含めると、委託希望のうち 5 割は森林整備に繋がる動きがあると、そのような形で整理させていただいております。続きまして 4 ページ目、よろしくお願います。はい。こちら左と右に事例が書いてございますけれども、森林経営管理制度によりまして、森林整備を行ったという事例を紹介させていただいております。まず左ですけれども、こちら岐阜県の恵那市の事例ですけれども、こちら恵那市では施業履歴がなく、また今後の予定もない私有人工林につきまして、土砂災害等の防止の観点から、森林経営管理制度を使いまして森林整備を実施していくという、そのような方針を持たれております。令和 5 年度末までに、364 ヘクタールの間伐を森林環境譲与税を活用した市町村森林経営管理事業により、実施していただいているということになっております。続きまして、右の栃木県矢板市の事例ですけれども、こちら矢板市では比較的森林経営計画の策定率が高いところですが、それ以外の施業履歴予定がない私有人工林につきましては意向調査を実施して、森林整備に繋げるという取り組みをされています。矢板市では、こちらの事例ですと約 1 ヘクタールの集積計画、配分計画を策定していただきまして林業経営者に再委託、令和 5 年には主伐再造林を実施していただいたという事例になってございます。続きまして 5 ページ目をお願いいたします。こちらは先ほどの武山からも説明させていただきましたが、所有者不明森林等に係る特例措置につきましても、林野庁のホームページ上にあわせて掲載させていただいておりますが、先ほど申し上げました通り、特例措置の活用は 9 市町で 10 件という形になってございます。また左下のところに所有者の探索の状況を記載させていただいておりますけれども、探索に取り組んだ市町村は 156 になっておりまして、所有者につきましては、約 10,500 人、面積にすると 6,300 ヘクタールとなっております。そのうち判明した所有者等につきましては 5,800 人、面積にしまして 3,500 ヘクタールという形になっております。続きまして実績の最後になりますけれども、6 ページ目よろしくお願いいたします。こちら先ほどの事例と同じように左右で二つの事例記載させておりますが、左は長崎県波佐見町の事例で、こちらは共

有者不明森林の特例ということになっております。こちら 18 ヘクタールの森林をまとめて施業したいという形で意向調査を実施されたんですけれども、そのうち所有者が判明した森林については、通常のスキームで集積計画を策定されたという形になっております。残る 4 ヘクタールの森林につきましては、登記名義人の相続人のうち 1 名の所在が不明だったということから、共有者不明森林の特例を使うという流れになったとお聞きしております。こちらにつきましては 6 ヶ月間の公告を実施しまして、異議の申し出がなかったことから集積計画を策定し、経営管理権を町に設定し、令和 6 年 3 月に周辺の集積計画を既に立てていた森林と合わせて間伐を実施したという形になっております。続きまして右の所有者不明森林の特例でございますが、愛知県設楽町の事例ですけれども、こちら所有者不明森林の特例を活用するというので、2 ヘクタールの森林について令和 6 年 8 月に集積計画案の公告を開始したという形で現在も公告期間中です。申出がなく経営管理権を設定できるという運びになりましたら、周辺の森林と合わせて森林整備を実施するという考えでお話を伺ってございます。続きまして令和 6 年度に実施しております探索等工程調査業務について、7 ページ目以降ご説明させていただきたいと思います。こちらも既に今までの検討委員会の中でご紹介させていただいたところあるかと思っておりますけれども、改めて内容を申し上げますと、所有者探索を実施した上で、そちらの探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行いまして、所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は実際に特例活用に向けた準備、確知所有者へのアプローチや現地調査等を実施すると、そのような内容になってございます。本年につきましては、岩手県山田町の 3 筆を選定し、本日、事務局を担っていただいております株式会社四門様に探索を実施していただいております。続きまして 8 ページ目おめくりいただきまして、同じく探索等工程調査業務につきまして現在の取り組み状況をご説明させていただければと思います。まず山田町と四門で協定を締結いただき、探索は再委託先の司法書士の方に担っていただきまして、現地調査および意向調査は四門が実施するという形になっております。実際のスケジュールとしては、令和 6 年 9 月から探索作業を開始していただきまして、令和 6 年の年内に探索を完了するという予定になっております。今月に入りましたけれども今月以降、探索完了箇所の現地の森林の調査また、所有者への意向調査を実施するという形になっております。こちらの内容が本年の 1 月下旬から 2 月の中旬あたりに検討委員会、次回の検討委員会を予定しておりますけれども、こちらでケーススタディとして取り上げさせていただければと思っております。対象の森林の状況は、右下の航空写真で示させていただいておりますけれども、こちらの湾に面したところの森林という形になっておりまして、人工林が 3 筆、3 筆とも登記名義につきましては 1 名ずついらっしゃるという形になっております。こちらの対象森林につきましては、隣接地で集積計画を既に作成するという準備ができているということから、あわせて一体的な整備を行うというような予定になっております。続きまして、

9 ページ目こちら三つ目の情報提供になりますけれども、林野庁におきましては森林経営管理法の見直しということで取り組みを進めているところでございますが、森林経営管理制度につきましては、森林経営管理法の附則第3条、あるいは今年6月に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2024、あるいは食料安定供給・農林水産業基盤強化本部、こういったところを踏まえつつ、見直しの検討を進めているということになっております。私からの情報提供の最後になりますけれども、資料おめくりいただきまして10 ページ目、森林の集約化モデル地域実証事業というスライドでご説明させていただきます。こちら令和7年度の概算要求では、森林の面的な集約化を行うためのモデルを実証するための予算として要求をさせていただいております。こちらの検討委員会を含めまして、従前では森林利用課では国からの委託事業という形で事業を進めていたんですけれども、令和7年度の予算からは、こちらスライドにも記載させていただいておりますけれども、①補助事業（新規）という形で事業を加えて要求させていただいております。補助事業につきましては、こちら地域の関係者による合意形成を通じて所有者不明森林、こういったものも含めた森林の面的な集約化を行う取り組みに対して支援を行い、実際の森林の集約化のモデルを創出するということを予定しております。この中におきまして、当然所有者不明森林こういったものが出てきましたら、森林経営管理制度の特例措置を初めとする所有者不明森林対策に関する法制度の活用も視野に入れた上で、モデル実証を進めるということを検討しております。②の委託事業につきましては、拡充となりますけれども上記のようなモデル事業にあるような森林の集約化に係る制度、あるいは権利等に助言ができる専門的な人材養成をできないかと検討しているところでございます。続きまして11 ページ目おめくりいただきまして、同じく森林の集約化モデルの事業のご説明になりますけれども、こちら林野庁のホームページ上でも掲載されております概算要求の資料になりますけれども、今申し上げました補助事業と委託事業、赤い点線で囲みましてそれぞれの事業の内容、事業のイメージをお示しさせていただいております。まず補助事業につきましては先ほど申し上げました通り、森林の施業の集約化、こちらは林野庁としても取り組んできたところですが、実際の集約化のモデルというのを一体的に支援するという枠組みを予算として措置していきたいと考えているところでございます。具体の取り組みとしましては、右の事業イメージというところで、あの階段状にステップ1、ステップ2、ステップ3とございますけれども、まずステップ1で地域や関係者の選定、あるいは森林の情報の収集やその関係者間での共有、こういったものをしていただきながら、ステップ2でその地域の関係者の中で地域協議会という形で話し合いを進めていただきまして、その対象となる森林をどのように集約化していくか、あるいはどのように活用していくかそういったところを合意形成していただきまして、合わせて追加で情報収集が必要な部分、例えば森林の資源量とか、そういったところにつきましてはICTを活用していただきながら、情報の収集

整備を進めていただくというような流れになっておりまして、最終的にステップ3ですけれども、こちら森林の集積集約化に向けて、所有者の探索、あるいは森林の調査、権利移転、森林境界の明確化と、こういったところも取り組みの支援対象として考えてございます。こういったところの取り組みに対して委託事業、本年も実施しておりますけれども、下の所有者不明森林のノウハウの整理分析、まさに今実施している検討委員会も含めてですけれども、そういったところも取り組みながら、あるいはリモセンデータを活用した境界明確化に係るノウハウの整理分析こういったところも、来年も行っていきたいと考えております。先ほど申し上げました拡充の部分の森林の集約化に対して、制度・権利等に係る助言ができる専門人材の養成というところですが、こちら具体的中身としては、現在も検討しているところではございますけれども、司法書士等の方に実際に登記の関係そういったところでも、あるいは所有者の探索、そういったところで森林分野にでもですね、活躍していただく機会の場はあるかなと思っておりますので、そういった方々に森林の分野にどのように入っていただけるかということ、そういったところを主眼に考えていきたいなと思っております。最後3スライドでございますけれども、資料12ページ目をお願いいたします。こちらは今申し上げました、森林の集約化モデル地域実証事業の補助事業の部分の森林の集約化のイメージというところを、三つほど事例と言いますか、イメージを示させていただいているものでございます。こちら実際に今後、予算の概算決定成立を踏まえて要領等を整理していくことになるんですけれども、現時点で林野庁としてはこの三つのような事例を組み合わせながら、集約化のイメージを示させていただいているものでございます。こちら実際に今後、予算の概算決定成立を踏まえて要領等を整理していくことになるんですけれども、現時点で林野庁としてはこの三つのような事例を組み合わせながら、集約化を進めていくと、そのようなことを考えてございます。簡単にご説明させていただきますと、まず12ページ目につきましては、最近の森林の状況ですけれども、現地の林業事業体、あるいは川中、川下の木材加工施設そういったところが実際の森林の所有に動いている事例も見受けられるところでございまして、実際に先ほどの地域協議会の場で合意形成した上で森林を林業経営体等にまとめて所有権を移転すると、そういった形で経営を安定化させつつ将来の森林の更なる小規模化、あるいは相続等の問題、そういったところを解決していくということも一つの方向性としてあるのではないかなと考えております。続きまして13ページ目をお願いいたします。こちらタイプとしては外縁確定型ということで名称をつけさせていただいておりますけれども、こちら左の図の通り元々森林の所有形態は小規模分散ですので、そういったところを全て施業区域全体の境界を明らかにすることは、かなり金銭的にも労力的にもコストがかかっていたと、こういったところは、林業界ではずっと続いていた課題かなと思っております。そういったところに実際の森林のその施業する区域全体の内外の外縁の部分は、境界を明らかにしなければならな



と繋がってそこで市町村と所有者なり市町村と所有者と事業者で協定を結んで森林整備をしていくというような形、集積計画の全員同意だけ端折るような形で森林整備をしているというような事例はあります。あと一つ目にいただいていた活用が必要だが、着手できてない市町村についてですが、林野庁の方でも毎年実績調査を実施する中で、「あなたの市町村は森林経営管理制度を使ってきますか、使っていきませんか」というのをまず取ります。そこで「使っていない」と回答した市町村はどのようなところかというところ、今言いたみたいな協定だけやるよとか、北海道みたいに経営計画立てているからもう森林経営管理制度は使う必要ないよっていうところはどんどん落としていって、残りの森林経営管理制度を使わないとは決めてないけれど、着手できてないってような市町村はまだいくつかありまして、そういうところがどういう風になっているかと言いますと、まだ管内の森林のレーザー計測をやっていて、その結果が出てから着手したいですとか、小さい村とかになりますと体制が厳しくてとか、離島のところになりますともう事業者もないし職員もないし判断までできないってところで、できればそこを県のサポートも含めながら、森林経営管理制度を使わないっていう方でもいいですし、使うんだったら県の方からサポートもお願いしますねということで我々も指導はしていきます。一応状況としてはそのようになってございます。

植木委員長

一つ意向調査ってというのはかなり重要になってきて、それで現状があるいはその所有者の考え方ってというのが実際に顕在化される。それによって、市町村の担当者がこうしてこういしましょうということもよくあるってことですね。だからその点をうまく利用するという事は結構面白いといえますか、重要なのかなと思います。ありがとうございます。

東企画官

まさに経営管理制度の意義としては、これまで森林組合や林業事業者の方々が中心となって、集約化に取り組んでいただいている中で、中々手がつけられなかった、所有者不明だったり、条件不利地だったりというところを、今回この経営管理制度で行政の力も使いながらどう集約化していくか、という部分でありまして、意向調査によって所有者の顔ぶれや意向がわかるということはすごく大きな部分であります。その上で、集積計画や配分計画といった権利設定に係る手続きに労力を要することもあり、協定に基づく間伐ですとか、事業者へ斡旋をするという事例もあり、最終的なゴールは森林整備だということがありますので、我々もそこは許容しつつ、うまくいっている事例も出てきているというところで、意向調査で「市町村に預けたい」という希望をいただいた所有者の森林の5割を、森林整備に繋げることができている、というところがございます。

品川委員

森林経営管理法が、当初の意向調査とそれから相続人探索の点のみ活用されて、

その後直接その林業事業体とお話をしてくださいという流れで利用されているということは、聞き及んではおりました。その際言ってみれば目をつぶるというのか、最終的に森林整備ができて、かつ揉め事にならなければいいというのがあるので、私としてはそこでコメントすることは差し控えていたんですが、ただこれが主流となってしまうことは、非常に問題でありまして、現行法上は全員同意であるのに、全員同意を得ない方法が法律外のものとして現れて、地域によっては定着してしまっているということですね。誰が代表者かということについても、名乗り出た人が代表者という扱いになってしまっています。実際、森林経営管理法ができる前は森林組合が地域を1軒1軒回って、私こそが代表でありますと名乗り出る人と施業の契約をしていたという、そういう長い歴史があって、ここからの転換というのはなかなかできないですから、その事業体と代表者、あるいは所有者の一部と協定を結んで施業を進めるっていうのは、そういった歴史の延長線上にあるのだとは思いますが、これが今後主流にはなってしまうないように、行政としては常に目配りしておく必要があるところであると、一応私からはコメントをしておきます。つまり、法律家が相談されたとき、「それはいいですね、どんどんやりましょう」と言えることではないということだけ、コメントさせてください。

城室長

先生がおっしゃる通りで、補足しますと、意向調査の結果を使って、権利設定ではなく協定や直接斡旋で森林整備に繋げる例がありますということであって、それと別に、その民一民の契約の形態として、全員同意以外に、その地域の従来のやり方として半分同意でやっていたりということが事実としてあるということです。経営管理法からつながるから全員同意でなくできるということではないと思いますので、我々としては、意向調査の結果、斡旋したり、協定でやっている例がありますよと、それはそれで森林整備に繋がるもので良いのではないですかというコメントまではしますけれど、代表者とだけ契約していますとか、そういうことについてはコメントできないし、良いとかそれを進めるということにはならないと思っています。

片山委員

一つ質問ですけれども、この事例があった中で、この経営管理制度これは4ページ目ですね、栃木県の矢板市でこの経営管理制度を使って主伐再造林をされた、というところですが、これは所有者不明森林というわけではなかったということでしょうか。この辺がもし所有者不明森林ということで所有者がはっきりしないのに主伐再造林ということになってくると、ちょっと難しいのかなというか、多分こうやって収益が出ると思うので、その辺をどう処理されたのかを聞いたかったんですけど、所有者不明森林ではなく、ちゃんと所有者がわかっていてという話なのか、その辺がはっきりわからなかったのだからこだけ教えていただければと思います。

武山企画係長 はい、私から回答させていただきます。資料の作りが見づらくて申し訳ないんですけれども、5ページ目以降が所有者不明に係る特例の事例ということで、4ページ目は、普通の森林経営管理制度のスキームで、所有者がわかった状態で森林整備をしたということで、矢板市もそういった事例になってございます。見づらい資料で大変申し訳ございません。

事務局 はい。皆さまいかがでしょうか。資料2で林野庁様からの情報提供というところの中で皆様からコメントいただきまして大変恐縮ですけれども、時間の関係上で資料2の議題につきましてはこれで結びとさせていただきたいと思っております。それでは、今後の検討委員会の進め方として資料3を使いながらご説明させていただきます。説明は武山係長よろしく申し上げます。

### 【3. 今後の検討委員会の進め方】

武山企画係長 はい、それではこれから今後の検討委員会の進め方ということで資料3を使って説明させていただければと思います。ではスライド1枚目をご覧ください。資料1でもお話いたしました、これまでの検討委員会で、森林経営管理法における特例措置についてはガイドラインで一定程度整理できたのかなというふうに思っております。一方で、ケーススタディや事例を積み重ねる中で、森林経営管理法以外の手法による対応が適しているのではないかと考えられる所有者不明森林の事例も見られるようになってきたところでございます。加えてモデル事業とか法改正等で、森林の集約化をこれから図っていくという流れもある中で、今後、森林の面的な集約化に向けて森林経営管理法以外の法制度も含めた各種法制度の活用が必要になってくるのではないかと林野庁では考えてございます。スライドの2枚目を御覧ください。これもまた再掲にはなりますが、森林経営管理する以外の手法が適していると考えられる事例ということで、さっき説明しました久万高原町と三戸町の事例を載せております。スライドの3枚目をめくってください。ガイドラインの方には、このようにその他の法制度の活用を載せております。(1) 行政機関による手続きのみで対応可能な制度ということで共有者不確知森林制度等、(2) 司法機関の関与が必要な制度ということで改正民法に基づく措置を記載しております。こういうふうに各種制度を紹介しておりますし、具体の活用例や活用にあたって留意することなども載ってはいるんですけれども、具体的なパターン分け等について、まだまだ追記することができるんじゃないかというふうに林野庁は考えております。スライドの4枚目をおめくりください。我々としてもこういったところで議論し、皆様からのご意見も頂きながら、まとめ方としては、ガイドラインの記載を拡充するとともに、○×表をつくるですとか、森林のシチュエーションや各種法制度、必要な手続きについてフローチャート等で見やすいようにまとめること



などもできればいいかなと考えてございます。スライドの 5 枚目をおめぐりください。そういった各種法制度の活用について考えてまいりたいと思っておりますが、令和 6 年度中に結論を出すというものでもなく、いろいろと検討するところが多いかなと思ってございます。なので、来年度からモデル事業というものも始まっていきますので、令和 6 年度、7 年度、8 年度と段階を追って議論を重ね、令和 8 年度にガイドラインという形にまとめることを目指したいと考えてございます。スライドの 6 枚目をご覧ください。本日お集まりの皆様にご議論いただきたい事項をまとめております。2 点ほどございまして、まず一つ目黒いポチのところを見ていただければと思いますが、各種法制度の活用事例携わった案件ということで、「所有者不明土地・所有者不明森林について、本制度だけでなく各種制度において、実際に携わった案件があるか」、「その際鍵となった論点何か」ご意見等いただければと思っております。もちろんその法制度を活用していないものの、「活用したいと思ったが見送った」というものでも構いません。二つ目になりますが、各種法制度の活用にあたって考慮すべき要素として、まず論点の整理の前にこういったものを考慮すべきかなというふうに考えております。当該森林の状況、森林の権利関係、やろうとする経営管理の内容、間伐をやるのか主伐再生林をやるのか久万高原町みたいに道だけ抜くのか等々あるかと思っております。もちろん、我々の想定で要素列挙しておりますけれども、これ以外にも実は考えなくてはならないものあればご発言いただければと思っております。残り時間なかなか短いところですが、ご議論いただければ幸いです。よろしく願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございます。それでは皆様からご質問、コメントを頂きたいと思うんですけれども、既に本日の検討委員会でご議論いただきたい事項ということでありますけれども、こちらについても結構ですし、それ以外にございましたら、ご意見コメントいただければと思うんですがいかがでしょうか。はい、品川先生お願いします。

品川委員

最後の方 6 ページなんですけれども、これは森林経営管理制度を各市町村が対応してくださっている中で、やりやすいところから着手しているという状況のはずです。一方で、それぞれの自治体には、ここはどうにもならなくてどうしたらいいのかわからないという解明の手がかりさえつかめないというところがあるはずなんです。森林経営管理法で次にやりたいところという問題提起の形ではなくて、「この解明方法は謎だと思われる、そういう山を出してみてください」というご提案をしていただいて、マックス難しいところで、この委員会が存続しているうちに解決の糸口を探っていくという形にしていった方が有益なのかなというふうに思いました。

武山企画係長

すいません。ありがとうございます。前提の事項を考慮するというよりも、実

際の事例を1回取り上げて検討する方が良いというご発言、ご趣旨ということでよろしいでしょうか。

品川委員

難しすぎてやり方の糸口すらわからないようなところ、例えば一筆の登記名義が175分の1とかのメガ共有の場合もありますでしょうし、それから民有地なんだけど公図上白地というところもあろうかと思います。市町村あるいは森林組合の方々、そういう事例を一つ二つは抱えていらっしゃると思います。この検討委員会の予算がついているのは、3年間、令和8年までであるので、そうすると、多くの事例を出されてはゴールまではたどり着かないとは思いますが、例えば10件、はじめから終わりまでいけるとすると、それは森林に限らず、地図混乱状態を解明する重要な資料を提供するものだと思います。そういうのをぜひ私としてはやってみたいなと思うところがございます。

片山委員

あとは当組合と白山市ですけど、当組合で実は3年前ぐらいから取りかかっているんですけども、そこの地元の町会長さんから相談があってここを今の経営管理制度でやれないかという話があって、3年間取りかかって本当に手がつけられない状態です。今品川先生が言われたように共有林であり、かつ白地みたいなところがあります。この山とその畑との境みたいところが抜けていたりとか、あと所有者が一応名前は載っているけれども実は違う人が管理しているとか、なかなか難しい案件が実はございまして、3年間棚ざらしになっているんですけども、もしそれを事例として、何かあげていただいて検討していただけるような話があれば、私としては大変ありがたいなと、いま品川先生の話聞いて思っていたところです。以上です。

事務局

はい、ありがとうございます。あとそれ以外にいかがでございましょうか。

野村委員

東京で仕事をしているということもあって、森林に関する事例にはあまり接していませんが、少しお話しさせていただきます。所有者不明土地の制度は東京地方裁判所の管轄ですが、相続財産清算人や不在者財産管理人の制度は東京家庭裁判所の管轄になります。そのため、所有者不明土地として手続を始めたけれど、土地の上に建物があって、建物に入ったら通帳があって財産がみつかったとなると、不在者財産管理に移らなきゃいけない。そうすると、今まで地裁が関与していたのが、家裁に移ることになります。例えば仮に、所有者不明土地管理人の制度一本で取り組むとして、地裁から離れたらもう関与しないと最初から決めてしまったとすると、その土地、その建物の問題が解決不能、後のことは知りませんとなってしまいます。そうではなくて、誰かがその土地建物の処理について一生懸命考えて、いろんな制度がある中で手続を選択して、あるいは組み合わせて、ゴールにたどり着くお手伝いをするという仕組みがやはり必要ではないかと思っています。今日のお話の中で、法改正の取組みについ

てお伺いしましたけれども、正式な形でなくても、何か意見交換であるとか、ざっくばらんにお話する機会などいただけたら、私なりに思っていることをお伝えしたいなと思った次第でした。

事務局 ありがとうございます。植木委員長いかがですか。ご意見とコメントございますでしょうか。

植木委員長 6 ページ目の各種法制度の改正にあたって考慮すべき要素というのがあって、多分これは基本的なところで述べられ、例えば土壌の問題だとか形状比の問題だとか、いろいろと細かいところも観点としてはあるんだろうなと思っています。ただ、ざっくばらんと言わしてもらって一つだけ気になっているのがあって、これはこの森林整備の問題として取り扱う場合には実践的に難しい点ですが、考慮すべきだなって思う点が生物多様性の問題です。これどういうふうに理解するかってことです。というのは人工林にしる、天然林にしる、やはりその場所、周辺には希少種や絶滅危惧種というのが生息し、それをほとんど現場では理解してないし、できないです。現場で作業する人にとっては難しいんです。それで言うべきかどうか悩んでいたんですが、やはり生物多様性の問題あるいは外来種の問題は非常に重要で、国際的にも議論されている中であって、その辺をどう組み込めるのか、あるいは組み込めないのか。悩ましく思っております。

事務局 はい、ありがとうございます。大きなテーマかなと思います。林野庁様の方でいかがですか。

岩田専門官 はい、ありがとうございました。まさに土壌の関係ですとか、森林の公益機能ですとか、形状比の問題は森林の管理の基準というかそういったところを見る観点でありますし生物多様性のところ、まさに国際的な議論ですとか、あるいはこの民間企業の責任とかそういったところも議論されているところだと思いますので、所有者不明森林との関連性とかそういったところも考えながら検討させていただければなと思っております。

東企画官 植木先生、ありがとうございました。まさに生物多様性の関係は非常に大事な論点でもありますし、林野庁でも、どのように対応していくかという議論を行い、整理を図っているところでもありますし、今年度の森林・林業白書では、まさに「生物多様性と森林」を特集として取り上げ、整理を図ろうとしております。大きな課題でもありますので、しっかり林野庁としても受けとめていきたいと思っております。品川先生からもご提案ありがとうございました。まさに究極なところをどう対応していくのか、結論が出るかどうかはわかりませんが、やってみる中で何か色々と紐解いていくことができれば、おっしゃる通り、全国の

自治体が抱える課題解決へのヒントになり得る、というところでもありますので、皆様方のご知見を拝借し、そして片山委員におかれても、まさにご自身の現場でそういうものを抱えているよ、というところもごございますので、進め方を皆さんとも議論させていただきたいと思います。今後ご議論いただきたい話というのは、一応本日ご提示させていただきましたが、野村先生からも先程お話いただいたところでもございますが、所有者不明森林に係る経営管理法以外での対応をどのようにしていくと上手くいくのか、というところも皆さんのご知見などもいただきながらよりわかりやすく整理できるよう議論できればと思います。また第二部で岩田からもお話をさせていただきました集約化モデル事業については、予算が認められる前提ではありますが、各地域での集約化に係る取組にワンパッケージで支援をしていく中で、所有者不明の話も出てくるかと思っておりますので、ネックとなる部分をどう対応していくかについてご議論いただければと思っております。引き続きまた新たな船出として、皆様にご指導いただきながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

はい、ありがとうございました。最後ですね東企画官の方から締めていただきましたので、本日の議事についてはこれで以上となります。最後に、植木委員長の方から一言すいません。最後に申し訳ございません。一言で結構ですのでよろしくお願いいたします。

植木委員長

どうもお疲れ様でした。また前回の委員会をさらに発展させるべき議論だということ所でスタートしたところでございます。課題はまだまだたくさんあるかと思っております。一つ一つ、丁寧な議論をしながら少しでも現場に役立つものを作れたらいいのかなというふうに思っているところでございます。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

事務局

植木委員長ありがとうございました。本日は各委員の皆様、大変貴重なコメントをいただきまして誠にありがとうございました。我々も事務局として参加させていただきましたけれども、大変ためになるお時間でもございました。ありがとうございます。今後の議論、論点整理については、本日の議論を踏まえて今後、林野庁内部でも検討修正していくことになろうかと思っております。それでは皆様、本日はお疲れ様でもございました。ありがとうございました。これで本日の委員会の方は終了したいと思います。ありがとうございました。